## 親権者様各位

弊社では、未成年のお客様が親権者様のご同席関係なく、カウンセリング及びサービスを受けられる場合、親権者(法定代理人)様の承諾を頂いております。カウンセリング時に親権者様のご同席が難しい場合、下記承諾書にご署名・ご捺印の上、弊社に必ずご持参するようにお伝え願います。 尚、カウンセリング当日に承諾書のご持参がない場合は、当日の契約締結ができません。次回ご持参時の申し込みとなります。

		コージ	 ス一覧		
□4部位	6か月	月額30,800円	□6部位	6か月	月額44,000円
□8部位	6か月	,	□12部位	6か月	月額72,600円
□16部位	6か月	月額90,200円			
		注意			
次の方及び部位へは	:、必ず医	師と相談の上、!	ナービスをご利用・	ください。	
□悪性腫瘍の			口心臓・脳神経(		る方
口妊娠してい		産直後の万	□体温38℃以上		まに田学のナマナ
□感染症疾患 □急性(疼痛		のある方	□皮膚知見障害、 □安静を必要とする		<b>膚に異常のある方</b>
□点圧で異常			□四肢の不自由が		
□自分の意思			□低温状態の方	0.73	
□血行障害 <i>の</i>	ある方		□精神疲労、肉値	本疲労の著	しい方
口美容整形さ		方	ロインプラントを		
ロタトゥー部			口骨粗鬆症など	簡単に骨折り	してしまう方
		属が埋め込まれて		<b>ゕ</b> ゙゚゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゠゙゚ヹ゠゚゙	
山相が例はこ	たみの回	受体不相相保障:	害による知覚障害の	ハめるカ	
		未成年契	約承諾書		
美Body専門サロンM	litsui				
ご契約者様お名前	氏名				(FI)
ご契約者様生年月日	西暦	年	月	日 (	歳)
私は上記未成年者の	親権者(注	法定代理人)とし	して上記の未成年	者が美Body	専門サロンMitsu
においてエステテイ	ックサー	ビスを受けるこ。	と、および裏面の勢	契約書の内容	容を骨子とする契
約を締結することを	:承諾しま <sup>-</sup>	<u>す</u> 。			
		[7]	入日年	月	Я
親権者(法定代理人	.) 様 記.			, _	<b>_</b> _
(〒 −		)			
<del>/</del> 十元		,			
ПА					 (fi)
					<u></u>
TEI					

lΓι
0
<u>ب</u>
1 1111
125
三
149
0
٣
^
9+
0)
G''
7
_^
<b>*</b>
11.9
N
-
ı

3; 峢 榛控

## エステティックサービス契約書

No.

金額 金額 として (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	会計	日引落   日引落   ILジット会社の契約書   (関連商品の   会社名   会社名	SU.	₩ V Mit	<sub>いません。</sub> 美Body専門サロン Mitsui 名 光井宏	・行っている ・行っている ・行っている サロン名 代表者氏名 代表者氏名
で	1 5品の販売者	明 日引落ルンジット会社のには、 (関連を	sui F.	サロン Mit	いません。 美Body専門 ター 米世安	・ ・ ・ か こ か こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ た こ ん こ と の こ の に に の に に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に 。 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
で 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	が	引 日引落プレジット会社の温	,		いません。	行って・行って
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	数	引 日引落	,		1++4,	100 TO
· 等 回	* * *	1 日引落	17年9。年しては立つ	技能が、過程で	でぶに築ってが开催の 呆全措置については以 います。具体的には_	
金額(手数料含む) ・金額(手数料含む) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			F 月より毎月	年	サインナントントントントントントントントントントントントントントントントントントン	0
	* * *			銀行名	銀行引洛	
	#< #< #<	_	1		グレジットカード、回払い	グレジ
	* * *	の大地町が		1	は後・デドットカー	現余!
ab 17	* * *	比莊田		0又拉時期	(の文仏いの法及いの文仏時期)	ð
ab 17	* *	ω	1 + 2 +	お支払総合計金額	お支払総	ţ
ab 175	*			哈막		
ans 1/1						
dia sur	*					
	*					
100	*					
余額	数量	単価	種類		商品名	
					関連商品〉	<b>③</b>
*				<u>아</u> 라		
*						
*						
*						
-#4						
並領	松門則致	間間	时间(22)		  -  -  -	
~ 20 #	月 ※計 開 集	┦#	20	役務提供期間(	( 授務内容 )	2
	ב		3 2	H =148.0%	20	人云規則
1					(会)	1
			学校名称 —	所在地	勤務・字生 主婦・自営 無職・他	職業
						_
						・・ 単
1	・携帯)	先(自宅Tel・携帯)	ご連絡先		1	3番金
					<b>a</b>	保護者(
	牛處口	<u> </u>			上記親権者	<b>∵</b> ⊞.
		大・昭・				
顧客コード	生年月日				フリカ"ナ	容式
	ーフ・氏名	担当有」一	П	年 月	契約日 20	_

エステティックサービス契約約款 第1条(契約の成立) お客様(以下、「甲」といいます。)は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、当サロン(以下、「Z」といいます。)に 対し \_\_\_\_

て、本日、エステティックサービス(以下、「役務」といいます。)の申込を行い、乙はこれを承諾しました。 2. 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。

3 甲がワンジットを利用する場合は、甲及びウンジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
第二条(保務の内容)とは、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び自敬の受養が提供するものとし、使務の提供に限し申が購入する必要が
第二条(保務の内容)とは、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び自敬の受養が提供するものとしまで、
第二条の金額として、「関連調品」といいます。)がある場合は、その商品名、建類、数重を明記するものとします。
第二条(保務等の金額)とは、甲に提供する保務の対価、関連商品がある場合、その代金その他中が支払かなければならない金額を本契約書に明記
第二条(保務等の金額を大契約者に記載された支払が支び支払時期)(年のよりによす。
第二条(保務等の金額を大契約者に記載された支払が支び支払時期)(年のよりによりにより、保務等の金額を大契約者に記載された支払が支び支払時期間)(投稿と提供期間)、在受している額を入り、日本のよりにはよりにより、日本のよりには、日本のまりには、日本のよりにはは、日本の

申は、契約書面を受領した日から起源して日間即以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます(これを「フーリング・オープにしいます)とな、関連商品のものフーリング・オープに対した日間は、進めるなど、日間は、日本のなど

契約解除通知書

第7条(中途解約) 甲は、ワーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助 利、作粧品、石けん、浴用料等の消耗品については、開封したり、その全部もしに一部を使用又は消費したとき(乙が年に当該商品を開封させた り、その全部もしくは一部を使用又は消費もたり場合を深りは、当該商品に限り中途類約さずることができません。又、未使用であっても、海く商 品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。なお、関連商品のみの解約は認 住所〇〇〇〇 〇年〇月〇日、 つきましては、支 銀行口座:〇〇0 ○○○会社 代表者○○○○殿 日、貴社○○店との間で締結したエスティックサービス契約について、約款第6条に基づき契約を解除します 1、支払い済みの○○○日本下記録行っ座に振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。 ○総行○○支店 普通預金口座○○○○ 名義人○○○○

中途解約時の費用として次の料金をお支払い頂きます。

「役務提供開始前」契約締結及び履行のために要する費用をお支払い頂きます。(上限は2万円です。) 「役務提供開始後」 精算金 = お支払済総額 — ①提供された役務の対価— ②関連商品代金— ③解約手数料

① 提供された役務の対価(1回当りの役務料金×利用回数)
② 関連商品代金(以下の)から3の合計金額)
② 関連商品代金(以下の)から3の合計金額)
1. 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、洛用剤等のうち開封又は使用したものの代金
2. 上記1を際(関連商品が返還された場合はその任金 ③ 解約手数料 2万円又はご契約残額(未消化役務残額)の10%に相当する額の
3. 上記1を際(関連商品が返還されない場合はその任金 ③ 解約手数料 2万円又はご契約残額(未消化役務残額)の10%に相当する額の いずれか低い方の額

※通常の「使用料相当額」=[**販売代金の40%**] + ((販売代金 - [**販売代金の40%**])×(使用期間 - 契約期間)] 関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、

し、商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。 3. 役務提供期間が過ぎた契約については、解約はできませんのでご注意下さい。 4. クレジット等をご利用の場合の構算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しては各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

第8条(施術上の注意) 乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質(治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無)及び体調を聴

確認するものとします。甲の体調・体質により、乙は甲への役務提供をお断りする場合もあります。 2. 役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術箇所に異常が生じた場合は、直ちにこへその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務を

します。その原因が乙の施術に起因する疑いがある場合は、一旦乙の負担で、甲に医師の診断を受けて頂(等の適切な処置をとることとし、甲乙

護の上解決するものとします。 第19条(キャンセル料)甲は、甲の都合により予約日当日にキャンセルをした場合は、所定のキャンセル料(別紙参照)を乙に支払うものとします。 第19条(年やンセル料)甲は、甲の都合により予約日当日にキャンセルをした場合は、所定のキャンセル料(別紙参照)を乙に支払うものとします。 第11条 法令の改正による消費税率の変動に起因して本書面における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いただく場合がありま